

平成 22 年 3 月 17 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書 (2)

第 1 破産財団の状況

1 資産の状況

- (1) 破産財団の残高は、金 60 億 9344 万 5697 円である（平成 22 年 3 月 15 日時点）。
なお、この他に保全処分の担保として法務局へ金 2 億 0860 万円を供託している。
- (2) 前回報告（平成 21 年 10 月 20 日）以降、営業貸付金（約 22 億 9500 万円）を回収し、また株式会社 MAG ネットホールディングス（以下「MAG ネット」）から和解金（1 億 4000 万円）を受領している。

2 負債の状況

(1) 財団債権

確定している財団債権は次のとおりである。

- ① 公租公課 金 16 億 1306 万 0374 円（交付要求本税総額 財団債権部分）
- ② 労働債権 金 948 万 5913 円（35 名分退職金債権 財団債権部分）

財団債権に関しては、合同会社白虎（以下「白虎」）、株式会社 IOMA REAL ESTATE（以下「I R E」）及び株式会社 IOMA BOND INVESTMENT（以下「I B I」）との間で財団債権請求訴訟が係属している。

(2) 破産債権

ア 優先的破産債権

- ① 公租公課 金 245 万 2700 円（交付要求本税総額 破産債権部分）
- ② 労働債権 金 0 円

労働債権については、元従業員 56 名より金 3 億 7300 万円の届出があったが、本日の債権調査期日において、証拠不十分・債権不存在を理由にその全てを否認する。

イ 一般破産債権

本債権調査期日において認めた破産債権の総額は、金 2906 億 5152 万 5186 円である。

第2 債権調査

1 債権認否の結果

債権認否の総括結果は、【別表 債権認否総括表】記載のとおりである。

過払金債権の届出総数は2万5809件、本債権調査期日において認められた債権額は、金622億0834万3503円である。

過払金債権以外の届出債権の合計は、約2兆8698億円（総数224件）であり、認められた債権額は、金2284億4318万1683円である。

なお、過払金算定が未了の一部の届出債権について、本日は認否を留保した。

2 認否方針

(1) 過払金債権

ア 認否の基本方針

過払金債権については、以下の基本方針に従って認否を行っている。

- ① 一律15%で引き直し計算を実施する。
- ② 複数の貸口がある届出債権者については、全ての取引を継続した一連一体の取引として扱い、引き直し計算を実施する（いわゆる一連一体計算）。
- ③ 貸口別に引き直し計算をした貸口別計算結果の合計が、一連一体計算による場合よりも届出債権者にとって有利になる場合は、前者の結果を採用する。
- ④ 判決書、和解調書、和解書（以下「判決等」）が添付された届出については、判決等に従って認否をする。

イ 額未定届出に対する認否

本破産手続では、事務処理上の便宜から過払金債権の届出に関し、債権の額を「額未定」として届け出るよう誘導した。この「額未定」届出については、債権認否において以下のとおり取り扱うものとした。

- ① 「認否の基本方針」に従って各届出債権者の過払金の額を算定し、過払金の発生する者については、破産管財人の算定した額で届出があったものとして扱い、同額を破産債権として認める。
- ② 破産管財人の認められた額が、届出債権者の認識する額よりも少額の場合は、その差額分について、届出を追完することを認める（期限：平成22年4月30日）。
- ③ 追完された差額分の届出に対しては、次回債権者集会において認否を行う。

(2) 証券化に係る債権

SFCGは、商工リボローン及び不動産担保ローンの証券化により資金を調達していたため、証券化プログラムにおける受託者などから破産債権の届出がなされている（届出債権の合計は、金2兆6723億7030万0880円）。これらについては、証券化プログラムによりSFCGが現実に調達した金額から、回収

金額を控除した調達残高に、疎明のあった合理的な費用を加算した額を上限として債権を認めた（本債権調査期日において認めた債権額の合計は、金 1650 億 7979 万 8900 円）。

第 3 関係会社に対する否認訴訟等

1 関係会社等に対する否認権の行使

(1) 関係会社への資産移転行為

既に報告しているとおり、SFCGが保有していた資産の大半は、破綻直前に関係会社ないし大島健伸元会長の親族会社（MAGねっと、株式会社ASA、株式会社ジャスティス債権回収、IRE、IBI、白虎）へ移転されていた。

(2) 否認権行使と進捗状況

破産管財人は、これらの財産移転行為に対して、否認権を行使し、逸失した財産の回復を図っている（【別紙 1 否認訴訟事件一覧】のとおり）。

ア 終了事件

① MAGねっと外 2 社（東京地裁平成 21 年（ワ）第 20547 号）

SFCGが、その保有する関係会社株式、供託金・保証金、商工ローン、不動産担保ローン等を、MAGねっと、Jファクター及びジャスティスに対し譲渡担保に供した行為に対し、破産管財人が否認請求手続により否認権を行使した事案である（否認請求認容決定に対する異議訴訟）。

本件は、平成 21 年 12 月 24 日、一部の商工ローン（既に同社らが顧客との間で和解を進めている等、権利関係を変動させるとかえって混乱を招くと認められる債権等）を除き、全ての対象資産が破産管財人に帰属することを確認することで訴訟上の和解を成立させた。

② MAGねっと（東京地裁平成 21 年（ワ）第 20550 号）

SFCGが、その保有するMAGねっとの株式を同社に譲渡担保に供した行為に対し、破産管財人が否認請求手続により否認権の行使をした事案である（否認請求認容決定に対する異議訴訟）。

本件は、平成 22 年 3 月 4 日、MAGねっとが破産管財人に対し約 15 億円の支払義務を認めただうえで、これに相当する現金・不動産・株式・貸付債権等の資産を自らないし関連会社を通じて提供し、かつ、MAGねっとの本破産事件における約 44 億円の債権届出を全て取り下げることで訴訟上の和解を成立させた。

イ 係属事件

① IRE、IBI、白虎（東京地裁平成 21 年（ワ）第 20952 号）

IREらとの間の否認請求認容決定に対する異議請求事件は、現在、東京地裁民事第 6 部合議係において係争中である。

② A S A（東京地裁平成 21 年（ワ）第 21902 号）

A S A（旧商号 株式会社 K E ホールディングス）との間の否認請求認容決定に対する異議請求事件は、東京地裁民事 15 部合議係において審理していたが、平成 22 年 2 月 5 日に弁論が終結し、同年 3 月 25 日に判決言渡期日が指定されている。

③ I B I（東京地裁平成 21 年（ワ）第 32713 号）

I B I との間の否認請求認容決定に対する異議請求事件は、現在、東京地裁民事 4 部合議係において係争中である。

(3) 検討案件

S F C G の破綻直前の金融機関による回収行為及び担保設定行為について偏頗行為否認および対抗要件否認の行使が可能であるかについて検討を進めている。支払不能時期、偏頗行為性の有無、有害性の有無その他否認権の要件について倒産法学者に意見を求めており、交渉による解決が可能であるかを見極めているところである。

2 その他の訴訟事件

I R E, I B I, 白虎, A S A 等の関係会社は、破産管財人に対して、不当利得返還請求等、計 9 件の訴訟を提起しており、現在係争中である。他方、破産管財人は、S F C G 本店ビルを無償で使用していた M A G ねっと外 4 社に対して、使用料相当損害金等の支払いを求めて訴えを提起している（【別紙 2 その他の訴訟事件一覧】のとおり）。

このうち、白虎が破産管財人に対して、手形代金相当額金 8456 万 9153 円の返還を求めた不当利得返還請求事件（平成 21 年（ワ）第 26608 号）について、東京地裁は、破産管財人の主張を認め、平成 22 年 2 月 23 日、原告の訴えを却下する判決を言い渡した。

3 I R E, I B I, 白虎を債務者とする保全処分

(1) 前述のとおり、破産管財人は I R E らに対する資産の譲渡につき否認権を行使しているが、異議訴訟係属中の資産の散逸を防ぐべく、関係会社を債務者としてその所有する不動産及び債権の仮差押命令の申立を随時行っている。

(2) また、S F C G が破産手続開始前に申立てをしていた担保不動産競売事件において、I R E や白虎といった関係会社が、当該事件の被担保債権につき、その譲渡を受けていることなどを根拠に、売却金の配当を得ようとして、執行裁判所に対し、申立債権者の地位の承継による配当金受領権限の移転を主張するものが生じている。

執行裁判所の取扱いは庁によって異なり、多数の裁判所は地位の移転を認めていないが、一部、地位の移転を認めて関係会社あてに配当を実施しようとする庁もある。破産管財人は、かかる取り扱いに接した場合は、速やかに当該配

当金請求権の仮差押命令の申立をすることにより、関係会社への資金の流出を防ぐ措置を講じている。

第4 役員責任

大島会長以外の旧役員の責任については、経営破綻と取締役等の責任をめぐる裁判例、平成21年7月期の過払金計上に関する会計基準および会社が被った損害の範囲、違法配当および役員としての善管注意義務および内部統制構築義務違反を理由とする責任追及の可否の検討を進めている。次回期日には、その結果を報告したい。

第5 訴訟・特定調停・強制執行・保全事件の状況

1 訴訟事件（支払督促含む）

(1) SFCG原告事件

主に貸金返還請求事件や保証債務履行請求事件約470件が係属していたが、引き直し計算をすると過払いとなっているもの、平成20年秋以降の回収体制強化の号令のもと、約定弁済期に1日でも遅れた場合に期限の利益を喪失させて債権全額を請求しているものなど、不適切な請求が多数みられた。そのため、回収可能な債権に限り訴訟外で回収を進めることとし、原告事件は原則として取下げの手续をとった。

(2) SFCG被告事件

債務不存在確認請求事件、請求異議事件、抹消登記請求事件など、前回報告時点で約250件が係属していた。順次解決を図っており、現在は約180件までになっている。

2 特定調停事件

特定調停事件120件のうち、SFCGが現在もなお債権者である事件については、順次、対応している。対象債権がSFCGからすでに譲渡されている事案については、債権譲渡先を利害関係人として調停手続へ参加させるべく、引継ぎを行っている。

3 強制執行事件

当初1万0934件の事件が確認されたが、債権執行の空振り案件や、請求債権が譲渡されている案件などは取下げ手続を進め、現在は計34件となっている。

4 保全事件

SFCGが債権者として申立てた仮差押事件取り下げ、担保取消手続を進め担保金の取戻しを図っている。

第6 根抵当権設定仮登記等の抹消

現在、SFCGないし完全子会社のアセットファイナンス名義の担保権登記（根抵当権設定仮登記等）のうち抹消可能なものについては、設定者の要請を受けた後、順次、抹消書類の交付に応じている。もっとも、設定者が登記の存在を認識しておらず、抹消の申し出を期待できない案件も少なくない。破産管財人としては、破産財団から若干の費用負担をしてでも、できる限りの後始末をしておくべきであろうと考えている。

第7 その他

破産管財人は、営業貸付金の回収のため、SFCGの顧客関連データにおいて債務残高があると認められた者に対し、「貸付金残高に関するご通知」を発送し、残高確認を行った。平成22年1月25日、当該通知を受領した者1名から、同通知により精神的苦痛を被ったとして、破産管財人を被告として金50万円の支払いを求める訴えが提起され、現在、東京地裁に係属している。

なお、本件の原告代理人17名は日栄・商工ファンド対策全国弁護士に属する弁護士とのことである。

第8 今後の手続について

速やかに財団債権及び破産債権を確定させるとともに、否認訴訟を通じて逸失した財産の取戻しを図るなどして、破産財団の最大化を図りたい。

以 上

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

債権認否総括表

平成22年3月17日現在

(単位:円)

届出債権			認否結果		認否留保	
種類	件数	届出額	認める額	認めない額	件数	金額
1 過払金債権	25,809	17,033,790,624 及び額未定	62,208,343,503	3,246,191,609 及び額未定	603	489,614,424 及び額未定
2 金融債権	35	2,803,236,656,627 及び額未定	185,389,142,668	2,537,094,061,349 及び額未定	2	80,718,434,760
3 労働債権	56	484,280,395 及び額未定	0	484,280,395 及び額未定	0	0
4 社債	7	57,915,241,620 及び額未定	42,450,000,000	15,465,241,620 及び額未定	0	0
5 売掛金等	115	1,442,876,458 及び額未定	604,039,015	767,823,882 及び額未定	1	70,630,000
6 関係会社	11	6,778,152,595 及び額未定	0	6,778,152,595 及び額未定	0	0
合計	26,033	2,886,890,998,319 及び額未定	290,651,525,186	2,563,835,751,450 及び額未定	606	81,208,049,184 及び額未定

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

否認訴訟事件一覧

平成22年3月17日現在

No.	裁判所 事件番号	原告	被告	事案の概要	備考
1	東京地裁 21(ワ)20547	MAGねっと Jファクター ジャスティス	管財人	<p>1.否認請求 SFCGが保有していた子会社株式、商エリボローン債権及び不動産担保ローン債権等に譲渡担保権を設定するMAGねっと、Jファクター、ジャスティス債権回収との間の平成21年1月26日付け譲渡担保権設定契約等を否認し、子会社株式等の資産の取戻し及び譲渡債権の価額賠償を求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 ①子会社株式、生命保険、ゴルフ会員権、法務予納金・保証金、関係会社貸付金等の資産がSFCGの資産であることを確認した。 ②MAGねっと、Jファクター、ジャスティス債権回収に対して259億7535万5598円及び遅延損害金の支払いを命じた。</p> <p>3.異議の訴え 上記3社は、否認請求認容決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起した。</p>	和解により 終了
2	東京地裁 21(ワ)20550	MAGねっと	管財人	<p>1.否認請求 SFCGが保有していたMAGねっと株式に、譲渡担保権を設定した平成20年10月14日付契約締結行為を否認し、価額賠償を求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 MAGねっとに対して、39億6792万70円及び遅延損害金の支払いを命じた。</p> <p>3.異議の訴え MAGねっとは、否認請求認容決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起した。</p>	和解により 終了
3	東京地裁 21(ワ)20952	IRE IBI 白虎	管財人	<p>1.否認請求 再生手続開始申立て直前に締結されたと考えられる平成20年9月26日付け及び同年11月1日付け不動産担保ローン債権譲渡契約を否認し、IRE、IBI、ASA及び悪意の転得者である白虎に対し、価額賠償を求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 債権譲渡契約代金の対価が支払われておらず、各譲渡債権残高の5割相当の価格を差額として賠償すべきことを認め、 ・IRE及び白虎に対して186億9615万5403円 ・IBIに対して45億5160万8112円(9月26日分)及び54億6957万9466円(11月1日分) ・ASAに対して11億7913万5586円 の各支払いを命じた。</p> <p>3.異議の訴え ・IRE・白虎・IBIは、上記否認請求認容決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起し、無償行為であることや担保不動産(約420件)の全評価を争っており、現在係争中である。 ・ASAは、上記否認請求認容決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起し、双方が主張立証を尽くした結果、平成22年2月23日に弁論が終結している。</p>	H22.3.25 判決予定 (ASA)
4	東京地裁 21(ワ)21902	ASA (KEHD)	管財人	<p>1.否認請求 SFCGがIBIに対して、平成20年12月26日付で計14物件の所有不動産を譲渡し、所有権移転登記手続をした行為について否認権を行使し、当該不動産に関し否認登記手続をすることを求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 各譲渡契約が無償行為にあたりと判断し、計14物件について否認の登記手続をすることを命じた。</p> <p>3.異議の訴え IBIは、上記裁判所の決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起し、現在係争中である。</p>	
5	東京地裁 21(ワ)32713	IBI	管財人	<p>1.否認請求 SFCGがIBIに対して、平成20年12月26日付で計14物件の所有不動産を譲渡し、所有権移転登記手続をした行為について否認権を行使し、当該不動産に関し否認登記手続をすることを求めた。</p> <p>2.否認請求認容決定 各譲渡契約が無償行為にあたりと判断し、計14物件について否認の登記手続をすることを命じた。</p> <p>3.異議の訴え IBIは、上記裁判所の決定を不服として、管財人を被告とする異議訴訟を提起し、現在係争中である。</p>	

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

その他の訴訟事件一覧

平成22年3月17日現在

No.	裁判所 事件番号	原告	被告	事案の概要	備考
1	東京地裁 21(7)26608 不当利得返還請求事件	白虎	管財人	白虎が、SFCGの口座に入金された手形決済金について、同手形には白虎を権利者とする譲渡担保権が設定されていたのであるから、同決済金は、民事再生手続開始後の不当利得として、破産法上の財団債権にあたるとして、金8456万9153円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。 東京地裁は、白虎の請求債権は財団債権ではなく、破産債権であるという管財人の主張を認め、白虎の訴えを却下した。	白虎が一審判決を不服として控訴中
2	東京地裁 21(7)15680 貸金請求事件(DIP)	IBI	管財人	IBIが、民事再生手続中にSFCGに対して貸し付けた金5億円及びこれに対する利息・遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。 管財人は、SFCGのIBIに対する債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張して、IBIの請求を争っている。	
3	東京地裁 21(7)35356 不当利得返還等請求事件	IRE	管財人	IREが、SFCGから買い受けたとする不動産(未登記)に対し、東京都がSFCGの税金滞納を理由として差押登記を行ったことにより、不動産価値相当額の損失を被り、同時に、SFCGは同価値相当額の税金の支払い義務を免れ不当に利得を得たなどとして、管財人に対し、金1億6267万5878円の支払いを求めて訴えを提起した。 管財人は、IREの請求債権が破産債権であるとして、訴え却下を求めて係争中である。	
4	東京地裁 21(7)35171 不当利得返還等請求事件	IRE IBI	管財人	IRE及びIBIが、平成20年11月1日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、SFCGから抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象担保不動産は自己に帰属しているとして、管財人に対して、抵当権移転登記手続を求め、また、SFCGが抵当権者として受領した競売配当金等が不当利得にあたるとして、金2億9608万円の返還を求めて訴えを提起した。 管財人は、否認異議訴訟との併合を求めるとともに、配当金の受領には法律上の原因があるとして、請求棄却を求めて争っている。	
5	東京地裁 21(7)43074 第三者異議請求事件	白虎	管財人	白虎が、平成20年11月1日付け及び同年12月8日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、SFCGからIREを介して抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象担保不動産は自己に帰属しているとして、管財人に対して抵当権移転登記手続を求めるとともに、SFCGが権利者であることを前提として進行している担保不動産競売手続の不許を求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、請求棄却を求めて争っている。	
6	東京地裁 21(7)45071 第三者異議請求事件	白虎	管財人	白虎が、平成20年11月1日付け及び同年12月8日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象担保不動産は自己に帰属しているとして、管財人に対し、不動産競売手続の不許を求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、請求棄却を求めて争っている。	

No.	裁判所 事件番号	原告	被告	事案の概要	備考
7	大阪地裁 21(7)18857 貸金等請求事件	ASA (KEHD)	管財人 外2名	ASAが、平成20年11月1日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、SFCGから抵当権付債権を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、対象となっている担保不動産及び債権は自己に帰属しているとして、管財人らに対して、抵当権移転登記手続等を求めて訴えを提起している事案である。 管財人は、請求棄却を求めて争っている。	
8	東京地裁 21(7)45167 土地建物根抵当権 移転登記等請求事件	ASA (KEHD)	管財人	ASAが、平成20年11月1日付け不動産担保ローン債権譲渡契約により、SFCGから根抵当権付債権(元本確定済み)を取得したが(否認異議訴訟において係争中)、根抵当権名義が依然SFCGのままになっているとして、管財人に対して、抵当権移転登記手続等を求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、請求棄却を求めて争っている。	
9	東京地裁 22(ワ)3162 不当利得返還請求事件	IBI	管財人	IBIが、SFCGが抵当権を設定していた不動産の譲渡を受けたが、被担保債権が消滅した後も抵当権設定登記が抹消されないでいたところ、当該物件を対象とする不動産競売手続等による配当金をSFCGが受領したことが不当であるとして、金3億5880万9690円の支払いを求めて訴えを提起した事案である。 管財人は、抗弁において、SFCGによる債務免除を無償否認し、配当金の受領は法律上の原因があるとして、請求棄却を求めて争っている。	
10	東京地裁 21(7)44121 損害賠償請求事件	管財人	MAG 外4名	MAGねっと及び同社子会社(孫会社)の計5社は、SFCGが賃借し、原状回復費用を負担して明渡した本社ビルの一部を無償で使用していたことから、破産手続開始後の使用料相当損害金及び原状回復費用、計7410万8236円の支払いを求めて訴えを提起した事案である。被告らは第1回口頭弁論期日に欠席し、次回期日以降に実質的な審理が開始される予定である。	

平成21年(フ)第8200号
平成21年(フ)第8588号
破産者 大 島 健 伸

平成22年3月17日

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書 (2)

1 破産手続の経緯

破産者大島健伸(以下、「破産者」)に対する破産手続開始決定につき、破産者は、支払不能の要件を欠くことなどを理由として、平成21年6月5日、即時抗告を申立てたが、東京高等裁判所は、この抗告に対して、同年8月27日、抗告棄却決定をした。

これに対し、破産者は、特別抗告及び許可抗告の各申立てを行ったが、許可抗告に対しては、同年9月28日、同高等裁判所による不許可決定が、また、特別抗告に対しては、同年12月18日、最高裁判所による抗告棄却決定がなされた。

以上により、本件破産手続開始決定は確定している。

2 破産財団の状況

現在の破産財団の状況は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

(1) 資産について

① 預金

銀行預金4行分について解約を終えている。

② 不動産

破産者所有のホノルル所在の別荘である。破産者は、SFCGの関連会社であるQ&Company(株)が抵当権を設定していると説明している。詳細は調査中である。

③ 投資有価証券

日本駐車場開発株式会社の株式63株については、換価手続中である。

④ 投資信託

海外ファンドへの投資分である。破産者は、同投資信託にかかる信託受益権はQ&Company(株)に譲渡担保に供していると説明している。詳細は調査中である。

- ⑤ その他投資
ベンチャーキャピタルを目的とする国内投資事業組合への投資であり、現在、解約手続中である。
- ⑥ ゴルフ会員権
大利根カントリークラブ及び白河高原カントリークラブの会員権は売却した。
- ⑦ 破産申立費用
本件破産申立の際の予納金その他申立費用2006万8200円は、平成21年12月25日に申立人債権者らに返還した。

- (2) 負債について
交付要求を受けている租税債権の合計額は、9億5116万5646円である。

3 今後の手続について

破産者による保有資産に関する説明には、不明朗な点が少なくない。さらに調査を進め、財団の最大化に努めるようにしたい。

以 上

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在

収支計算部分 開始決定日～平成22年3月17日

資産及び収入の部

(単位:円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	調査中
2	預金	36,143,036	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	77,937	0	換価未了。外貨預金(863.19ドル)について3月5日終値のレート(1ドル90.29円)で円換算。
3	不動産	—	0	ホノルル所在の別荘。Q&Company株式に債務額175万ドルの抵当権を設定とのこと。詳細は調査中。
4	投資信託	—	0	
	Atilla Unit Trust	—	0	持分88% 但し、Q&Company株式を債権者とする譲渡担保を設定とのこと。詳細は調査中。
	Diamond Trust	—	0	持分50% 但し、Q&Company株式を債権者とする譲渡担保を設定とのこと。詳細は調査中。
5	投資有価証券	253,260	0	
	日本駐車場開発(株) 株式(63株)	253,260	0	評価額は3月5日終値(1株4,020円)による。現在換価手続中。
6	その他投資	30,000,000	0	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	0	評価額は解約返戻金の概算。現在解約手続中。
7	ゴルフ会員権		12,483,700	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
8	その他	157,114	157,114	
	JALカード返金分	146,270	146,270	
	預金利息	10,844	10,844	
	資産合計	66,553,410	48,705,923	
	破産申立予納金	19,980,000	19,980,000	
	財団合計	86,533,410	68,685,923	

負債及び支出の部

番号	科目	負債・支出	備考
1	公租公課	951,165,646	・渋谷区役所 平成21年度特別区民税・都民税 107,461,100円(延滞金含む) ・東京国税局 平成20年度申告所得税 843,704,546円(延滞税含む)
2	破産債権	額未定	
	破産申立費用返還	20,069,040	
	支出合計	20,069,040	

差引残高 金48,616,883円